

成田市特定空家等除却工事費補助金

特定空家等の 除却費用を 補助します (一部)



上限50万円 補助1／2

成田市 土木部 建築住宅課

TEL 0476-20-1564



空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。市では、生活環境の保全のため、倒壊のおそれなど著しく危険な状態にある空家等（特定空家等）を除却する方に、除却費用の一部を補助します。

「特定空家等」とは

次の①から④に該当するもの（空家法第2条第2項に規定する空家等）

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

補助の対象となる空き家

次の全ての条件を満たす空き家

- ① 空家法第2条第2項に規定する特定空家等に認定されたもの
★職員による現地調査の上、成田市空家等対策委員会による判定が必要です。
- ② 個人が所有するものであること
- ③ 一戸建て等に係るものであること
- ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑤ 空家法第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと
- ⑥ 空家の所有者と土地の所有者が異なる場合、土地の所有者の同意を得ていること
- ⑦ 共有名義の場合、全ての共有者から同意を得ていること

※一戸建て等とは：市内に現に存する建築物であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ㊦ 1つ世帯が独立して家庭生活を営むことができるものであって、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるもの
- ㊧ ㊦に掲げるものであって、店舗、事務所、作業場、その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ面積のおおむね2分の1を超えるもの

補助対象者

次の全ての条件を満たす方

- ① 補助対象空家の所有者又は法定相続人（空家が共有名義、相続人が複数の場合、全員の同意書が必要）
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員等でない方

補助対象工事

次の全ての条件を満たす工事

- ① 建設業法の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた施工業者によって補助対象空家が除却される工事であること
- ② 除却の工事によって補助対象空家が特定空家等に該当しないと認められること

補助金の額

対象経費の1/2 上限50万円 ※千円未満は切り捨て

補助金の交付を受けようとする方〈申請者〉

事前にご相談ください

1 事前相談

- 特定空家等除却工事費補助金について事前相談を行っています。【相談】
「建築物の写真（各面の全景が確認できるもの）」と「建築物の所有者を確認できる書類」をお持ちください。

2 職員による現地調査

- 成田市特定空家等判定基準に基づき、職員が現地調査を行います。〈市〉

3 成田市空家等対策委員会による特定空家等の判定

- 現地調査の結果、特定空家等候補に該当する空家について、成田市空家等対策委員会において判定を行います。〈市〉

【要相談】時間がかかる場合があります

4 特定空家等への認定

- 成田市空家等対策委員会における特定空家等の判定に基づき、特定空家等に認定します。〈市〉
- 特定空家等に該当する場合は、補助金の交付申請を行うことができます。

5 補助金の交付申請（裏面1参照）

【申請】

- 特定空家等除却工事費補助金交付申請書及びその他の必要な書類を提出してください。〈申請者〉

6 交付決定通知書の受理

- 内容を審査した上で、補助金の交付を決定し、特定空家等除却工事費補助金交付決定通知書を送付します。〈市〉

7 工事の契約

- 施工業者と請負契約を締結し、契約書を作成してください。〈申請者〉

8 工事の実施

契約は交付決定通知日より後にしてください

- 工事前、工事完了後の写真を撮ってください。〈施工業者〉

9 工事の完了と実績報告（裏面4参照）

2月末までに提出してください！

【報告】

- 工事完了後、工事代金を支払い、領収書を受け取ってください。〈申請者〉
- 特定空家等除却工事費補助金実績報告書及びその他必要な書類を提出してください。〈申請者〉

10 確定通知書の受理

- 実績報告書等の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、特定空家等除却工事費補助金額確定通知書を申請者へ送付します。〈市〉

11 補助金の請求（裏面5参照）

【請求】

- 特定空家等除却工事費補助金額確定通知書が届いたら、特定空家等工事費補助金交付請求書を提出してください。〈申請者〉

12 補助金の受領

- 特定空家等工事費補助金交付請求書により請求のあった口座へ補助金を入金します。〈市〉
補助金の入金を確認してください。

成田市

相談対応
要件確認

現地調査

特定空家
等の認定

書類審査

交付決定
通知書

書類審査

確 定
通 知 書

補助金の
交 付

事前相談・現地調査

交付申請

工事の実施

実績報告

補助金交付

※お持ちの空家が補助対象になるか、現地調査などが必要です。

まずは、建築住宅課（0476-20-1564）にご相談ください。

申請等に必要な書類

1 補助金の申請に必要な書類

- ☐ 特定空家等除却工事費補助金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 位置図
- ☐ 現況の写真
- ☐ 補助対象空家に係る登記事項証明書（全部事項証明書）
- ☐ 補助対象工事に係る見積書の写し
- ☐ 補助対象工事の範囲を明示したもの
- ☐ 申請者の市税の納付状況を確認できる書類
- ☐ 補助対象空家の所有者と当該補助対象空家の敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該敷地の所有者から当該補助対象空家を除却することについての同意を得たことを証する書類
- ☐ 共有者又は共同相続人がいる場合にあっては、申請者以外の全ての共有者又は共同相続人から補助対象空家を除却することについての同意を得たことを証する書類
- ☐ 申請者が相続人である場合にあっては、相続関係を証明できる書類
- ☐ その他

2 変更申請に必要な書類

- ☐ 特定空家等除却工事変更申請書（第3号様式）
- ☐ 変更に係る書類

3 中止申請に必要な書類

- ☐ 特定空家等除却中止届（第5号様式）

4 完了実績報告に必要な書類

- ☐ 特定空家等除却工事費補助金実績報告書（第6号様式）
- ☐ 補助対象工事の請負契約書の写し
- ☐ 補助対象工事が完了したことを証する写真
- ☐ 補助対象工事に要する経費に係る領収書の写し
- ☐ 除却に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し（マニフェスト）
- ☐ 施工業者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- ☐ その他

5 補助金の請求に必要な書類

- ☐ 空家改修補助金交付請求書（第10号様式）

注意事項

- ・予算額に達した時点で、受付は終了となります。
- ・すでに完了や着手した工事は補助の対象となりません。
- ・関係法令を十分遵守し、工事を行ってください。
- ・空家を除却した跡地は、周辺地域への迷惑が掛からないよう適切に管理してください。
- ・建物を除却することにより、翌年度の固定資産税が増額となる場合があります。

お問い合わせ先（受付窓口）

■ 成田市 土木部 建築住宅課（市役所5階）
TEL 0476-20-1564